

豊田小 いじめ防止のための対応方針【組織的な対応を図ります】

(日常生活の中で)

いじめの発見に向けて

(定期的な調査から)

- 家庭からの連絡帳で
- 本人の訴えから ○友達の話から
- 他の職員から
- 学童クラブ、コミュニティーから

- ケンカ、争いなど
- いたづら、悪口など
- 表情の変化 登校しぶり
- 友だち関係の変容

- なかよしアンケート
- Q-U 検査
- 教育相談
- 児童個別面談

- 学年会
- 教務会
- 学童クラブとの連絡等

いじめ事象の発見

- 児童支援委員会
- ・いじめ対策委員会

(いじめはすべて重大事態として捉え、発覚後の児童・保護者に寄り添った早急な対応をめざす!)

外部との連携：市教委、あゆみステーション、スクールカウンセラー、児童相談所、警察署等

校長・教頭

発見者からの報告

生徒指導主任

緊急対応指示

情報収集と緊急対応

- <事実連絡報告>
- ・市教委
 - ・県教委
 - ・諏訪校長会長
 - ・市校長会長
 - ・PTA 会長

- 保護者へ
- ・管理下で起きたことの謝罪
 - ・正確な事実関係の報告
 - ・今後の対応

- ①被害児童 事実関係把握のための聞き取り（可能な範囲で）
・心のケア・全面的支援・安全確保
- ②加害児童 事実関係把握のための聞き取り（状況・経過・背景）
- ③周囲の児童 事実関係把握のための状況の聞き取りと同時に、動揺を与えない指導に取り組む。

- 【緊急職員会】
- ・情報の共有
 - ・役割分担の確認
 - ・留意事項の確認

- 【いじめ防止対策委員会】校長の方針を受け具体的な対応を確認する
- 事実確認・・・緊急対応で得た情報の共有と事実関係の確認
 - 児童、保護者、関係諸機関と対応のあり方の確認
 - 全職員で対応するための役割分担の確認

- 【保護者説明】
- ・直接会い、誠意を持って話します。
 - ・事実を正確に伝えます。
 - ・学校、家庭での様子の情報交換を行っていきます。
 - ・いじめ根絶の意思と取り組みを具体的に伝え、理解を得るように努めます。

- 【職員会開催】
- ・事実の全体像の報告・再発防止に向けて話し合う。
 - ・継続的支援の方向について話し合う。
 - ・家庭に不安解消までの緊密な連絡とケアのあり方を話し合う。

- 【経緯の説明会】
- ・当事者及び学校で事実を事前に説明し、説明会開催の場合には、承諾を得るようにします。
 - ・事前に会の方向を市教委に相談します。

- ①被害児童 児童の辛い心情への共感及び児童のプライバシーやプライドを尊重し、時間をかけた心のケアを行います。辛い気持ちを吐露できる支援や、止めて欲しいと意思表示できる支援、不安解消に至るまで継続的な支援を行います。
- ②加害児童 友だちの苦しみ、痛みを考えさせると共に、事実をもとに、原因を共に考え、解決の方向を共に探ります。いじめに至った経緯に立ち、自分の言葉での謝罪を促します。保護者にも親の問題として、受け止めた謝罪を促すように働きかけます。
- ③周囲の児童 いじめられている児童の辛さへの共感・集団の力で阻止できることへの希望を抱けるような指導を行います。いじめは許されないこと、先生に伝えることを指導します。

- 継続的な支援
- 再発防止への取組